

# 第25回 農業委員会総会議事録

平成28年7月28日開会

中標津町農業委員会

平成28年7月28日、第25回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔

## 附議した案件

- 議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第128号 現況証明願いについて  
議案第129号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第130号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
議案第131号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について  
報告第70号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第71号 農地法第4条許可書の交付について  
報告第72号 農地法第5条許可書の交付について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

事務局長 開会の前に先ほどご報告いたしましたが、安田会長が欠席でございます。  
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。  
職務代理者は平成26年第1回総会で本田信幸委員が選出されておりますので、本日の議長を本田信幸委員にお願いいたします。  
それではよろしくをお願いいたします。

議長 安田会長が欠席のため、代理で議長を務めさせていただきます。  
(本田職務代理) よろしくをお願いいたします。  
(開会 10時30分)

定刻になりました。ただいまの出席委員は16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第25回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
5番、佐野弥奈美 委員。  
6番、國光 達男 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長

6月20日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

6月21日に札幌市にて、第81回北海道農業会議総会が開催されております。

北海道農業会議が一般社団法人となって初めての総会となっております。

理事として会長が出席しております。

6月22日、同じく札幌市にて第37回北海道農業者年金協議会総会が開催され、平成27年度の農業者年金加入推進の功績に対し表彰式が執り行われ、当委員会が農業者年金基金理事長賞の新規加入部門で第10位、39歳以下の新規加入部門で第4位、女性新規加入部門で第5位を受賞しております。会長が出席しております。次に6月23日北海道農業会議平成28年度第2回常設審議委員会が開催され、審議員として会長が出席しております。

次に7月25日に札幌市にて北海道農業会議平成28年度第3回常設審議委員会が開催され、審議員として会長が出席しております。

最後に、7月27日に役場302号会議室で中標津町都市計画審議会が開催されておりますが、会長体調不良のため、欠席となっております。

以上で会務報告を終わります。

議長

以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第70号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第70号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(6)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の72ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積74,643㎡ほか1筆、合計186,487㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成22年7月27日から平成32年7月27日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第129号(2)に関連するもので、現在後継者へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ貸借をするため、期間内解約するものです。議案の73ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,492㎡ほか4筆、合計106,351㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成21年4月30日から平成31年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成28年6月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第127号(2)に関連するもので、現在、後継者へ使用貸借中の農地の一部について、近隣農家へ貸借するため、期間内解約したものと

です。議案の74ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積1,800㎡ほか2筆、合計49,408㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、現在、近隣農家へ賃貸借中の農地について、農地中間管理機構への譲渡を予定しており、期間内解約したものです。

議案の75ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積9,896㎡ほか1筆、合計24,458㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、現在、近隣農家へ賃貸借中の農地について、農地中間管理機構への譲渡を予定しており、期間内解約したものです。議案の76ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積59,462㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年11月29日から平成28年10月27日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第129号(10)に関連するもので、現在農地保有合理化事業において借入している〇〇氏の事情により農地取得が困難となり、新たな借主を設定するため、期間内解約するものです。議案の77ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積18,600㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年11月28日から平成28年9月27日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月14日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第129号(17)に関連するもので、現在農地保有合理化事業において借入している〇〇氏が法人化し、法人名義への貸付変更するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明いたします。3ページをお開きください。  
1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,062㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月29日から平成29年7月28日。6、価格、年200,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。  
9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この案件につきましては、〇〇氏の規模縮小に伴い、近隣農家へ相対で賃貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第127号(2)について説明致します。5ページをお開きください。  
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,492㎡の内21,892㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、一部賃貸借の面積を除き再度使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年7月28日から平成31年4月30日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。  
7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地の一部について、第3者

へ賃貸借を行った箇所を除外し、再度、使用貸借設定するものであります。  
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第127号(3)～(5)について説明いたします。

なお、(3)(4)につきましては同一人の申請であることから、一括して説明します。7ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。

譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、小林実。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積4.99㎡ほか5筆、畑69.99㎡、採草放牧地355㎡、合計畑424.99㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。

4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。

6、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

9ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。

譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、小林実。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積10㎡ほか22筆、合計、畑2,639.05㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。

6、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この2件につきましては、当事者両名の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。申請地は養老牛地区を起点として、上標津、計根別、当幌、豊岡地区にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。12ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 58,903 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、年 4,000,000 円。6、資金調達法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

〇〇氏は、〇〇町に農地を所有しており、農業者となっているため、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第127号(1) から (5) について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第128号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第128号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。15ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 50,189 m<sup>2</sup>。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

対象地は農業振興地域から除外され、公道との隣接もされておらず、地域一体の地力が悪く、耕作不適であり農地として利用できなかったことから現況が山林となっております。

平成28年6月2日、第1地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧



地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第128号(2)(3)について説明いたします。17ページをお開きください。

(2)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積3,166㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積1,171㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

対象地は農業振興地域から除外され、林班指定もされているため、現況が山林となっております。

平成28年7月22日、第2地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。19ページをお開きください。

(3)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積695㎡、利用状況、宅地。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積6,454㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積1,928㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積1,945㎡、利用状況、農業用施設用地。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積5,304㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積2,456㎡、利用状況、山林。現況、農地・採草放牧地以外。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が離農し所有していた農地を近隣農家へあっせんするにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林、農業用施設用地となっていた土地について地目変更するものです。

第2地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第128号(4)について説明いたします。22ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積98,358㎡の内11,557.29㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積141,338㎡の内10,308.92㎡、利用状況、農業用施設用地。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積141,338㎡の内3,259.56㎡、利用状況、雑種地。現況、農地・採草放牧地以外。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取り図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が離農し所有していた農地を近隣農家へあっせんするにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が農業用施設及び雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第128号(5)について説明いたします。

24ページをお開きください。

(5)1、申請人の住所、氏名。

札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積5,499㎡、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積8,257㎡、利用状況、山林。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積59,653㎡の内12,063.13㎡、利用状況、農業用施設用地。現況、農地・採草放牧地以外。

3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取り図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が所有していた農地を近隣農家へあっせんするにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑、牧場で、現況が山林及び農業用施設用地となっていた土地について、地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては、(1)から(16)と、(17)から(23)の2回に分けて審議を致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。  
27ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,133㎡の内8,000㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成33年7月31日。6、価格、年28,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇、〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。  
本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであります。なお、〇〇氏は生前贈与による納税猶予対象者のため、特定貸付の扱いとなります。  
別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第129号(2)について説明いたします。29ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,643㎡ほか1筆、合計、畑153,743㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成33年7月31日。6、価格、年583,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇、〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第129号(3)について説明いたします。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、釧路市〇〇〇〇町〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,291㎡の内10,000㎡ほか1筆、畑10,000㎡、採草放牧地15,000㎡、合計25,000㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成33年7月31日。6、価格、年40,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇、〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、平成27年12月25日にあつせん会議を開催したが不成立となり、あつせん対象範囲を広げて協議の末、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第129号(4)～(6)について説明いたします。

33ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市〇〇区〇〇条〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積19,920㎡の内10,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成37年7月31日。6、価格。年15,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、平成27年12月25日のあっせん会議により借主を決定し、賃貸借設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

35ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積10,350㎡、利用状況、牧草畑ほか6筆。合計98,709㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,771,000円。6、資金調達方法、その他農協資金5,700,000円、自己資金71,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(6)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。38ページをお開きください。

(6)1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,669㎡、利用状況、牧草畑ほか7筆。畑148,757㎡、採草放牧地119,340㎡、合計268,097㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、

農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,167,000円。6、資金調達方法、その他農協資金11,000,000円、自己資金167,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。この2件の案件につきましては、平成23年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第129号(7)から(16)について説明いたします。

41ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,107㎡ほか11筆。

合計畑93,000㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成38年7月31日。6、価格、年354,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は46ページのとおりです。

なお、(8)(9)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。43ページをお開きください。

(8)1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積12,285㎡の内1,078㎡ほか8筆。合計畑63,000㎡。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成38年7月31日。6、価格、年252,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、

見取図は46ページのとおりです。45ページをお開きください。

(9) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,509㎡の内40,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月1日から平成38年7月31日。6、価格、年120,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は46ページのとおりです。

この3件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。47ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積59,462㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業に係る賃貸借の合意解約の申し出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年7月29日から平成28年10月27日まで。6、価格、年85,620円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は54ページのとおりです。

この案件につきましては、当初の事業参加者の〇〇氏が、諸般の事情により経営規模縮小することとなり、北海道農業公社から農地を取得することが困難となったため、平成28年6月14日にあっせん会議を開催し、協議の末、新たな借主を決定したものです。借主変更手続き後に、所有権移転を行うこととなります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。48ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,916㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,668,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金3,600,000円、自己資金68,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、

家畜、牛〇〇〇頭。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。 9、見取図は54ページのとおりです。

なお、(12)～(16)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。49ページをお開きください。

(12) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積19,263㎡、利用状況、牧草畑ほか1筆。合計畑56,040㎡。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格、917,000円。 6、資金調達方法、自己資金。 7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。 9、見取図は54ページのとおりです。50ページをお開きください。

(13) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,039㎡、利用状況、普通畑。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格、2,889,000円。 6、資金調達方法、スーパーL資金2,800,000円、自己資金89,000円。 7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、作付作物、〇〇〇〇。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。 9、見取図は54ページのとおりです。51ページをお開きください。

(14) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,039㎡、利用状況、普通畑。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格、2,889,000円。 6、資金調達方法、スーパーL資金2,800,000円、自己資金89,000円。 7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、作付作物、〇〇〇〇。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。 9、見取図は54ページのとおりです。52ページをお開きください。

(15) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積6,311㎡、利用状況、牧草畑ほか3筆。合計102,657㎡。 3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。 4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。 5、価格、7,340,000円。 6、資金調達方法、スーパーL資金7,300,000円、自己資金40,000円。 7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。 8、適用、農業経営基盤強化促進事業。 9、見取図は54ページのとおりです。53ページをお開きください。

(16) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,726㎡、利用状況、牧



草畑ほか3筆。合計123,599㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,547,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金7,500,000円、自己資金47,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は54ページのとおりです。

この6件の案件につきましては、平成23年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(7)から(16)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第129号(1)から(16)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

議長 ここで会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇委員退席後)……………

議案第129号(17)から(23)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第129号(17)から(23)について説明いたします。

55ページをお開きください。

(17)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積18,600㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業に係る賃貸借の合意解約の申し出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契

約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年7月29日から平成28年9月27日まで。6、価格、年27,900円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は62ページのとおりです。

この案件につきましては、事業参加者の〇〇氏が、賃貸借期間中に自ら経営する法人を設立したため、農地取得を法人名に変更する必要が生じたものです。借主変更手続き後に、所有権移転を行うこととなります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。56ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積96,579㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,953,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金6,900,000円、自己資金53,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は62ページのとおりです。

なお、(19)～(23)につきましても、譲渡人が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。57ページをお開きください。

(19) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積57,686㎡、利用状況、牧草畑ほか1筆。合計畑96,036㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,682,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金7,600,000円、自己資金82,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は62ページのとおりです。58ページをお開きください。

(20) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積126,100㎡、利用状況、牧草畑ほか1筆。合計畑205,825㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、15,973,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金15,900,000円、自己資金73,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は62ページのとおりです。

59ページをお開きください。

(21) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積69,873㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,310,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金5,300,000円、自己資金10,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は62ページのとおりです。60ページをお開きください。

(22) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,069㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計畑125,891㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、9,243,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金9,000,000円、自己資金243,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は62ページのとおりです。61ページをお開きください。

(23) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積7,251㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、449,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は62ページのとおりです。

この6件の案件につきましては、平成23年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(17)から(23)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第129号(17)から(23)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程 7、議案第 130 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1) と (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第 130 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1) (2) について一括説明いたします。

64 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成 27 年 10 月 5 日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成 28 年 6 月 22 日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。所有権移転のあっせん申出があった農用地については、65 ページのとおりでありまして、合計 20 筆、425,352 m<sup>2</sup>です。66 ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成 27 年 10 月 5 日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成 28 年 6 月 22 日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、67 ページのとおりでありまして、合計 4 筆、109,931 m<sup>2</sup>です。

この案件につきましては〇〇氏、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が

必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり要請致します。  
日程8、議案第131号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第131号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。69ページをお開きください。  
平成27年度分といたしまして、  
有限会社〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社、株式会社〇〇〇〇。  
70ページをお開きください。  
平成28年度分といたしまして  
株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇有限会社、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。以上10件の提出がありました。  
平成28年5月20日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。

日程 9、報告第 7 1 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 7 1 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第 4 条許可申請につきまして、北  
海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

7 9 ページをお開きください。

許可日、平成 2 8 年 4 月 2 5 日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,415 の内 6,850 m<sup>2</sup>  
ほか 1 筆。合計、畑 14,690 m<sup>2</sup>。

3、許可期間は平成 2 8 年 4 月 2 7 日から平成 2 9 年 4 月 2 6 日となっております。  
8 0 ページをお開きください。許可日、平成 2 8 年 6 月 2 0 日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 999 m<sup>2</sup>。

3、許可期間は平成 2 8 年 6 月 2 0 日から永久となっております。

以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。  
日程 1 0、報告第 7 2 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 7 2 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北  
海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

8 2 ページをお開きください。

許可日、平成 2 8 年 5 月 1 7 日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 10,605 の内 3,545 m<sup>2</sup>  
ほか 2 筆。合計、畑 13,777 m<sup>2</sup>。

3、許可期間は平成 2 8 年 5 月 2 0 日から平成 2 9 年 5 月 1 9 日となっております。  
8 3 ページをお開きください。

許可日、平成 2 8 年 5 月 1 7 日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,799 の内 7,874.25

m<sup>2</sup>ほか1筆。合計、畑12,992.63 m<sup>2</sup>。

3、許可期間は平成28年5月17日から永年となっております  
84ページをお開きください。

許可日、平成28年6月23日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,079の内19,059 m<sup>2</sup>ほ  
か1筆。合計、畑19,826 m<sup>2</sup>。

3、許可期間は平成28年7月1日から平成29年6月30日となっております。

以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第25回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時27分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年7月28日

会長職務代理 本 田 信 幸 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_ 佐 野 弥奈美 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_ 國 光 達 男 \_\_\_\_\_